経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 千里高等学校 | 雑誌の年間購読（雑誌の購入）に伴う経費の支出について、価格改定により必要となる増額の経費支出変更伺いの決裁が、年間最終の雑誌納品後（出納整理期間）に行われていた。契約名称　雑誌購読１　契約期間　令和２年４月１日から令和３年３月31日まで２　契約金額　54,316円３　完了日（最終納品日）　令和３年３月５日４　検査日　令和３年３月５日５　経費支出変更伺書の決裁日　令和３年４月14日６　変更増額　1,240円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの　　経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 検出事項について、原因は請求書等の確認を怠ったことにより価格改定があったことを確認することができなかったことにある。再発防止に向けて、事務室内で、大阪府財務規則とその運用の内容について周知するとともに、納品時は価格について複数人で確認することとし、チェック体制の強化を図った。今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月１日から令和４年１月31日まで）